

一者随意契約の見直しに向けて（案）

財政課・契約監理課・監査委員事務局

平成30年度 入札方法件数の状況（物品・役務）【総価契約】

単位：件、円

摘要	件数	当初設計額	当初請負金額	落札率	
競争	印刷	156	26,695,580	21,398,999	80.2%
	備品購入	103	161,413,940	150,444,053	93.2%
	物品購入	117	111,834,709	96,509,956	86.3%
	業務委託	390	1,548,832,385	1,446,942,746	93.4%
	借入	19	26,342,543	20,640,668	78.4%
	物件修理	27	9,806,162	9,433,120	96.2%
	小計	812	1,884,925,319	1,745,369,542	92.6%
一者随意契約	印刷	8	1,741,308	1,703,268	97.8%
	備品購入	13	3,929,040	3,874,554	98.6%
	物品購入	34	15,853,137	15,742,321	99.3%
	業務委託	373	1,090,772,372	1,014,092,219	93.0%
	借入	61	24,620,863	24,521,495	99.6%
	物件修理	33	5,718,268	5,718,268	100.0%
	小計	522	1,142,634,988	1,065,652,125	93.3%
合計	印刷	164	28,436,888	23,102,267	
	備品購入	116	165,342,980	154,318,607	
	物品購入	151	127,687,846	112,252,277	
	業務委託	763	2,639,604,757	2,461,034,965	
	借入	80	50,963,406	45,162,163	
	物件修理	60	15,524,430	15,151,388	
	総合計	1,334	3,027,560,307	2,811,021,667	
一者随意契約率	印刷	4.9%	6.1%	7.4%	
	備品購入	11.2%	2.4%	2.5%	
	物品購入	22.5%	12.4%	14.0%	
	業務委託	48.9%	41.3%	41.2%	
	借入	76.3%	48.3%	54.3%	
	物件修理	55.0%	36.8%	37.7%	
	総計	39.1%	37.7%	37.9%	

※財務会計システムより抽出

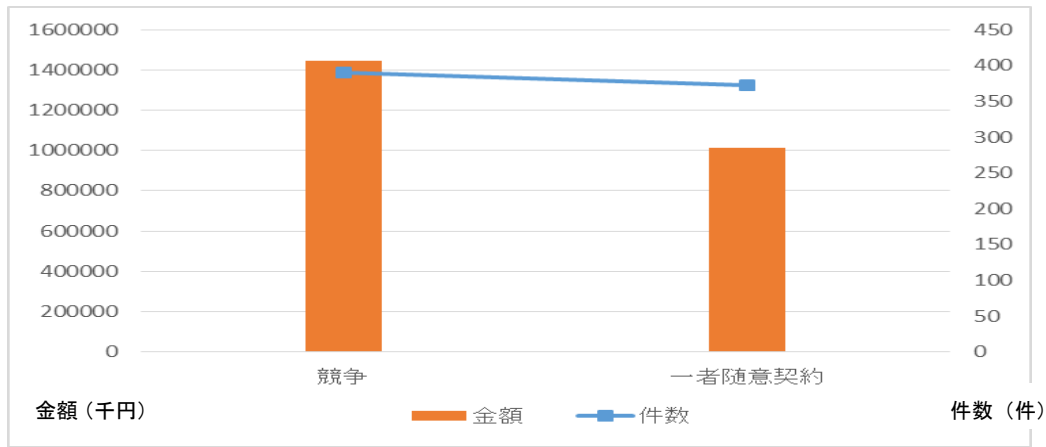
今回は、ここに着目！

一者随意契約は、地方自治法施行令 第167条の2第1項各号を法令根拠としていますが、競争入札を原則とする契約方法の例外的な手法であることから、執行にあたっては、「価格競争ができない理由」や「馴染まない理由」を明確に説明できるかを検討し、やむを得ない場合に限定して運用を行わなければなりません。

そのような中、市民の関心も高まっており、契約事務においても「一層の透明性」や「公平性の確保」が求められているところです。

「業務委託」の契約状況（30年度実績）

【金額、件数】



	競争入札	一者随意契約	合計
件数	390件	373件	763件
請負金額	14億4,694万3千円	10億1,409万2千円	24億6,103万5千円

一者随意契約の課題

競争入札と一者随意契約の件数・金額を比較しても、大きな差がないことが分かります。

① 競争の機会の確保・・・

受注を希望する企業等に対して、公平・公正に参入の機会を与えていないおそれがある。

② 随意契約ガイドラインの適正な運用・・・

競争入札の可能性があるにも関わらず、随意契約ガイドラインの拡大解釈をはじめ、思い込みや前例踏襲により、適正な運用がなされていないおそれがある。

③ 予算の硬直化・・・

歳出削減の弊害となっているおそれがある。

ヒアリング等の調査による現状分析を含め、一者随意契約の見直しを検討

一者随意契約の見直しに向けた取り組み・・・

契約は、競争入札が原則である中、一者随意契約は例外的な手法であることを改めて認識したうえで、真にやむを得ない場合を除き、PDCAサイクルに基づきながら、競争入札に切り替えていきます！！

【P】 令和2年度 当初予算において競争入札に切替可能と判断した事業は、適正な運用に向けて注意喚起を行うため、予算内示書に表記した。また廃止・削減可能と判断したものは部長査定を行った。【財政課】

・一者随契理由を総点検し「競争入札に切替可能」と判断したものは令和2年度 予算内示書に「一者随契の見直しを行って下さい」等、表記を行った。また、不要と判断したものは「ゼロ査定」とした。

【D】 適正な運用を行うため、新たに「一者随意契約確認表」を作成（別添資料）【契約監理課】

・一者随意契約を行う場合は、原則として確認表のチェック欄に該当したものに限定する。

【C】 テーマ監査による、チェックを行う【監査委員事務局】

・監査調書の中のテーマ監査により、一者随意契約による適正な運用が行われたかどうかの確認を行う。

【A】 各所管課において、適正な次年度予算要求を行う。【各所管課、財政課】

・一者随意契約から見直しを行った事業は、適正な（見直し後の）予算要求額としていく。

・さらに、令和3年度予算に限り「がんばり”見える化”予算」と連動することにより、一者随意契約を見直したことで歳出削減が図られたものは、評価結果に基づき予算を付与する。

次年度からの適正な運用に向けて、「公正かつ統一的な運用」を行うため、一者随意契約に関する状況調査・ヒアリングを行いますので、ご協力をお願いします。

一者随意契約確認表

所属			
所属長	担当者		
	連絡先		

契約内容

件名等			
履行場所			
概要			
相手方	名称		
	代表者		
	所在地		

一者随意契約に該当するかのチェック項目

チェック欄	該当無	チェック項目
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前例のみで判断することなく、合理的な理由がある。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「業務等に精通している」「実績がある」という理由だけで契約の相手方としていない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法令等で随意契約が可能となっている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法令改正や社会状況等の変化による新規対応可能業者はいない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	他課で類似業務が想定される場合、その契約状況を確認したが、新規対応可能業者はいない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	近隣自治体で類似業務が想定される場合、その契約状況を確認したが、新規対応可能な業者はいない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仕様書の内容に問題が無く、工夫しても競争入札ができない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	競争入札より不利にならない（価格面や履行期間等で問題はない）。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	排他的権利（特殊な技術・設備、特許権、著作権 等）がある。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約の相手方として、その相手方（唯一）しかない。

随契契約理由及び根拠の説明 ※具体的に記入してください。

--	--	--

根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項	
桑名市随意契約ガイドライン	

【記載例】

一者随意契約確認表

所属	
所属長	担当者
	連絡先

契約内容

件名等	エレベータ保守点検業務委託	
履行場所	桑名市役所本庁舎	
概要	エレベータの機能維持に必要な点検と故障の際の緊急対応を委託するものである。	
相手方	名称	〇〇〇エレベータ株式会社 三重支社
	代表者	支社長 ●● ●●
	所在地	三重県津市△△△町1 2 3 番地4 ▲▲▲ビル5階

一者随意契約に該当するかのチェック項目

チェック欄	該当無	チェック項目
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前例のみで判断することなく、合理的な理由がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「業務等に精通している」「実績がある」という理由だけで契約の相手方としていない。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法令等で随意契約が可能となっている。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法令改正や社会状況等の変化による新規対応可能業者はいない。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	他課で類似業務が想定される場合、その契約状況を確認したが、新規対応可能業者はいない。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	近隣自治体で類似業務が想定される場合、その契約状況を確認したが、新規対応可能な業者はいない。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仕様書の内容に問題が無く、工夫しても競争入札ができない。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	競争入札より不利にならない（価格面や履行期間等で問題はない）。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	排他的権利（特殊な技術・設備、特許権、著作権 等）がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約の相手方として、その相手方（唯一）しかない。

随契約理由及び根拠の説明 ※具体的に記入してください。

本業務は、エレベータを支障なく使用するために、機能維持に必要な点検及び万一の故障の際の緊急対応を委託するものである。
 本設備は、上記業者が設計・製造及び設置を行ったもので、詳細点検及び消耗品等の交換を行うにはメーカー独自の技術、経験及び知識が必要であり、故障時の原因究明及び迅速かつ確実な機能回復は製造者しか行うことができない。
 また、製造者が指定した以外の者に保守させた場合、既設の設備及び機器等に著しい支障が生ずるおそれがある。

根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項

第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの。

桑名市随意契約ガイドライン

第4条 (2) ケ 特殊な技術、経験及び知識を必要とする業務を委託するとき。

第4条 (2) コ 既設の設備、機器等と密接不可分の関係にあり、施工者及び製造者が指定した以外の者に保守させた場合、既設の設備、機器等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の保守を委託するとき。

根拠規定		【地方自治法施行令第167条の2第1項（以下「令」という。）】 【桑名市随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）】
<input type="checkbox"/>	令第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの。	
<input type="checkbox"/>	ガイドライン第4条（令第2号による随意契約） 令第2号の規定による随意契約によろうとするときは、次の各号のいずれかに該当するものとする。	
<input type="checkbox"/>	(1) 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない契約をするとき。	
<input type="checkbox"/>	ア 特定の者だけが所有している物品を購入又は賃貸借するとき。	
<input type="checkbox"/>	イ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入又は製造注文するとき。	
<input type="checkbox"/>	ウ 事務用機器、車両及び仮設を目的とする建物等に関する賃貸借契約で、契約期間満了後、再契約をするとき。	
<input type="checkbox"/>	エ 特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事を施工するとき。	
<input type="checkbox"/>	オ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事を施工するとき。	
<input type="checkbox"/>	カ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事を施工するとき。	
<input type="checkbox"/>	キ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事を施工するとき。	
<input type="checkbox"/>	ク 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。	
<input type="checkbox"/>	ケ 桑名市におけるコンピュータシステムに付随するシステムを開発し、若しくは運用又はプログラムの改変等を委託するとき。	
<input type="checkbox"/>	(2) 経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約するとき。	
<input type="checkbox"/>	ア 本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に本工事を施工させなければならないとき。	
<input type="checkbox"/>	イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事を施工するとき。	
<input type="checkbox"/>	ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術又は手法を用いる必要がある工事を施工するとき。	
<input type="checkbox"/>	エ 補償・補填工事の補償調査を行った業者に施工させるとき。	
<input type="checkbox"/>	オ 基本設計委託後の実施設計委託を、基本設計施行業者に行わせるとき。	
<input type="checkbox"/>	カ 実施設計委託後の業務監理委託を、実施設計施行業者に行わせるとき。	
<input type="checkbox"/>	キ 酸素欠乏危険作業等を作業に精通した業者に施行させるとき。	
<input type="checkbox"/>	ク 災害応急工事及び未然防止工事を行った者に引き続き本工事を行わせるとき。	
<input type="checkbox"/>	ケ 特殊な技術、経験及び知識を必要とする業務を委託するとき。	
<input type="checkbox"/>	コ 既設の設備、機器等と密接不可分の関係にあり、施工者及び製造者が指定した以外の者に保守させた場合、既設の設備、機器等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の保守を委託するとき。	
<input type="checkbox"/>	サ 既設の設備、機器等の保守を行った業者に修理を行わせるとき。	
<input type="checkbox"/>	シ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託するとき。	
<input type="checkbox"/>	(3) 法令、条例、規則その他の規程により、相手方が特定される契約をするとき。	
<input type="checkbox"/>	(4) 市場価格が一定している場合で競争に付す必要がない物品を購入するとき。	
<input type="checkbox"/>	(5) 国及び他の地方公共団体と契約をするとき。	
<input type="checkbox"/>	(6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。	
<input type="checkbox"/>	令第3号 障害者施設等により制作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約。	
<input type="checkbox"/>	ガイドライン第5条（令第3号による随意契約） 令第3号の規定による随意契約をする場合は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。	
<input type="checkbox"/>	(1) 障害者支援施設、地域活動支援センター障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所において製作された物品を買い入れるとき。	
<input type="checkbox"/>	(2) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、シルバー人材センター連合又はシルバー人材センターから役務の提供を受けるとき。	
<input type="checkbox"/>	(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受けるとき。	

<input type="checkbox"/>	<p>令第4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等。</p> <p>ガイドライン第6条（令第4号による随意契約）</p> <p>令第4号の規定による随意契約をする場合は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の2で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる契約でなければならない。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>令第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>ガイドライン第7条（令第5号による随意契約）</p> <p>令第5号の規定による随意契約をする場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>
<input type="checkbox"/>	(1) 災害に伴う応急工事及び災害の未然防止工事を施工するとき。
<input type="checkbox"/>	(2) 災害時の緊急物資の購入をするとき。
<input type="checkbox"/>	(3) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を施工するとき。
<input type="checkbox"/>	<p>令第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>ガイドライン第8条（令第6号による随意契約）</p> <p>令第6号の規定による随意契約をする場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>
<input type="checkbox"/>	(1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
<input type="checkbox"/>	<p>ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事を施工するとき。</p> <p>イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき。</p>
<input type="checkbox"/>	(2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全で円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。
<input type="checkbox"/>	<p>ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事を施工するとき。</p> <p>イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事を施工するとき。ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全で円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。</p>
<input type="checkbox"/>	(3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全で円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。
<input type="checkbox"/>	<p>ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事を施工するとき。</p> <p>イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事を施工するとき。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>令第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。</p> <p>ガイドライン第9条（令第7号による随意契約）</p> <p>令第7号の規定による随意契約をする場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、時価に比して著しく有利な価格とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、はるかに有利な価格で契約できる場合をいい、製造原価を下回った価格で契約できる場合等をいう。</p>
<input type="checkbox"/>	(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該施工者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。
<input type="checkbox"/>	(2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。
<input type="checkbox"/>	(3) 印刷物等で、原版を保有しているため、他の者に比べて著しく有利な価格で契約できるとき。
<input type="checkbox"/>	(4) 前各号に掲げるもののほか、著しく有利な価格で契約できると認められるとき。
<input type="checkbox"/>	<p>令第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>ガイドライン第10条（令第8号による随意契約）</p> <p>令第8号の規定による随意契約をする場合は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p>
<input type="checkbox"/>	(1) 公告若しくは指名通知を行った状態においてそれに応ずる参加者がなかったとき、又は再度の入札に付したが全ての者が辞退したとき。
<input type="checkbox"/>	(2) 1回目の入札において落札者がなく、2回目の入札を行っても落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/>	<p>令第9号 落札者が契約を締結しないとき。</p> <p>ガイドライン第11条（令第9号による随意契約）</p> <p>入札の結果、落札者が契約を締結しない場合は、令第9号の規定により随意契約をすることができる。</p>

がんばり“見える化”予算【令和3年度当初予算反映】実施要領

1. がんばり“見える化”予算のねらい

各課等が所管する事務事業について、創意工夫、新たな手法・アイデアによる歳入の増収や歳出削減の成果を評価し、増収額または節減額の全部または一部をインセンティブとして、翌年度当初予算の財源として優先配分する。

この制度導入により、職員一人ひとりが“変わる”、“変える”意識をさらに持ち、ボトムアップ型の行政改革の取組を促進することをねらいとする。

また、歳入確保や歳出削減の取組や成果を「見える化」し、全庁的な横展開を図ることもねらいとする。

2. 実施方法

(1) 対象とする取組み

創意工夫等による取組によって、令和元年度下半期・令和2年度上半期（令和元年10月～令和2年9月）の期間で、歳入の増収、または歳出節減（一般財源ベース）について1万円以上の成果をあげたもの。または、今後確実に歳入の増収、または歳出節減（一般財源ベース）の成果（1万円以上）があげられる見込みのあるもの。

なお、今回の【令和3年度当初予算反映】分に限り、全庁的な「一者随意契約の見直し」の取組みによって歳出節減（一般財源ベース）が図られたものについても対象とする。

<取組例>

- ・ 公民連携手法による歳入確保・歳出削減
- ・ 使用料、手数料等の増収または新たな収入の確保
- ・ 印刷物の数量や仕様の見直し
- ・ 委託業務の仕様や契約方法の見直し
- ・ 住民との協働など実施手法の見直し

(2) 対象としない取組み

次のような取組みは対象としない。

- (ア) 入札結果によるものなど、特段の創意工夫がないもの
- (イ) 当初の目的や効果を達成できず、住民サービスを低下させたもの
- (ウ) 予算を過大または過少に見積もっていたと認められるもの
- (エ) 法の改正、国・県の動向、外部環境の変化に伴うもの
- (オ) その他、インセンティブを付与するにふさわしくないもの

(3) 申請

申請する課は、がんばり“見える化”予算申請書に創意工夫の内容、増収・節減額等を記載して申請する。

(4) 申請書の提出期限

指定する期日（令和2年10月中を予定）までに、申請書及び補足資料を財政課に提出する。

(5) 評価

ア 申請された対象事業について、総務部長ヒアリングを実施し、別記評価基準に基づき1次評価を実施する。

イ 最終評価は市長が決定する。

(6) 付与する額

創意工夫等による歳入の増収、歳出節減であると評価された増収額、一般財源節減額に対し、評価基準に定める付与率を乗じて得た額を付与する。

ただし、1事業（取組）あたりの付与限度額は500万円とし、1万円に満たない場合は付与しない。

(7) 付与額の通知

財政課は、決定した付与額を付与（予定）額通知書により申請課へ通知する。

(8) 付与額の使途

決定された付与額は、次の事業（経費）に充当することができる。

（ア）市民サービス向上に資する事業（経費）

（イ）職員の働き方改革、業務の効率化に資する事業（経費）

なお、各課等の判断により、事業（経費）充当を次年度に持ち越すことも可能とする。また、一つの取組が複数の課による共同実施の場合には、双方の協議により、付与額を按分することも可能とする。

(9) 付与額の充当

申請課は、希望の事業（経費）への付与額の充当を充当依頼書により財政課に依頼する。⇒予算化

がんばり“見える化” 予算制度評価基準

評価項目	評価の視点	評価	
先進性	創意工夫等による取組が、先進性、革新性、独自性があるか。	A	類似事例があまりなく、先進性、革新性、独自性がある。
		B	先進性、革新性、独自性が見られる。
		C	一般的な取組として普及している。
継続性	創意工夫等による取組の効果が単年度だけでなく、翌年度にも及ぶか。	A	翌年度以降も同程度の効果が期待できる。
		B	翌年度以降も効果はあるが、同程度の効果は期待できない。
		C	単年度のみ効果である。
難易度	創意工夫等による取組が、どの程度困難で、努力を要したのか。	A	従来のやり方を大きく変える研究や努力が見られる。
		B	やり方は変えていないが、かなりの研究や努力が見られる。
		C	やり方は変えていないが、研究や努力が見られる。
波及効果	創意工夫等による取組が、どの程度困難で、努力を要したのか。	A	他の事業でも広く活用できるものである。
		B	同種の事業で活用できるものである。
		C	当該事業でのみ活用できるものである。
達成度	創意工夫等による取組が、業務の効率化、または住民サービスを向上させているか	A	著しく向上させている。
		B	向上させている。
		C	現状を維持している。

評価	A	B	C
点数	5	3	1

区分	～14点	15～16点	17～19点	20～22点	23～25点
付与率	20%	40%	60%	80%	100%

がんばり“見える化”予算【令和3年度当初予算反映】の流れ

令和元年10月 ～令和2年9月	<取組・成果> ・創意工夫等による取組みによって、歳入の増収、または歳出節減（一般財源ベース）について成果をあげる
令和2年10月	<申請> ・各課単位で創意工夫の内容、節減額等を記載して申請
令和2年11月	<ヒアリング・評価> ・総務部長ヒアリング・1次評価を実施し、市長が最終評価を決定
令和2年12月	<付与額・充当先決定、予算化> ・決定した付与額を申請課へ通知し、申請課は、付与依頼書を財政課に提出し、予算化